
令和 6 年 第 4 回（定例）南 部 町 議 会 会 議 録（第 2 日）

令和 6 年 9 月 10 日（火曜日）

議事日程（第 2 号）

令和 6 年 9 月 10 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議事日程の宣告
- 日程第 3 議案第 60 号 南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 61 号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 62 号 令和 6 年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 6 議案第 63 号 令和 6 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議案第 64 号 米子市と南部町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第 8 議案第 65 号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第 9 上程議案に対する質疑
- 議案第 49 号 令和 5 年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 50 号 令和 5 年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 51 号 令和 5 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 52 号 令和 5 年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 53 号 令和 5 年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 54 号 令和 5 年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 55 号 令和 5 年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 56 号 令和 5 年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 57 号 令和 5 年度南部町水道事業会計決算の認定について
- 議案第 58 号 令和 5 年度南部町病院事業会計決算の認定について

- 議案第59号 令和5年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について
- 議案第60号 南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第61号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第62号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第63号 令和6年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 米子市と南部町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について
- 議案第65号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第60号 南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第61号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第5 議案第62号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第63号 令和6年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第64号 米子市と南部町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第8 議案第65号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第9 上程議案に対する質疑
- 議案第49号 令和5年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第50号 令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第51号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第52号 令和5年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第53号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て

- 議案第54号 令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第55号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第56号 令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第57号 令和5年度南部町水道事業会計決算の認定について
- 議案第58号 令和5年度南部町病院事業会計決算の認定について
- 議案第59号 令和5年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について
- 議案第60号 南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第61号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第62号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第63号 令和6年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 米子市と南部町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について
- 議案第65号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

出席議員（14名）

1 番 埴 田 光 雄君	2 番 加 藤 学君
3 番 荊 尾 芳 之君	4 番 滝 山 克 己君
5 番 米 澤 睦 雄君	6 番 長 束 博 信君
7 番 白 川 立 真君	8 番 三 鴨 義 文君
9 番 仲 田 司 朗君	10 番 板 井 隆君
11 番 細 田 元 教君	12 番 亀 尾 共 三君
13 番 真 壁 容 子君	14 番 景 山 浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 田 子 勝 利君 書記 高 雄 勇 飛君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	宮 永 二 郎君
教育長	福 田 範 史君	病院事業管理者	足 立 正 久君
総務課長	田 村 誠君	総務課課長補佐	石 谷 麻衣子君
企画政策課長	松 原 誠君	デジタル推進課長	岡 田 光 政君
防災監	田 中 光 弘君	税務課長	三 輪 祐 子君
町民生活課長	渡 邊 悦 朗君	子育て支援課長	芝 田 卓 巳君
教育次長	岩 田 典 弘君	総務・学校教育課長	水 嶋 志都子君
病院事務部長	畑 岡 宏 隆君	健康福祉課長	前 田 かおり君
福祉事務所長	泉 潤 哉君	建設課長	岩 田 政 幸君
産業課長	藤 原 宰君	農業委員会事務局長	亀 尾 憲 司君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（景山 浩君） これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、延会としていました会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

2 番、加藤学君、3 番、荊尾芳之君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 議案第 60 号 から 日程第 8 議案第 65 号

○議長（景山 浩君） 昨日 9 日の会議に引き続き、町長より提案理由の説明を求めます。

日程第 3、議案第 60 号、南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてから、日程第 8、議案第 65 号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 3、議案第 60 号から日程第 8、議案第 65 号までを一括して説明を受けます。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長でございます。それでは、議案書の 12 ページをお願いいたします。議案第 60 号、南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、これにつきましてはいわゆるマイナンバー法、あるいは番号利用法と呼ばれるものでございます。これの一部改正に伴いまして、この法律の規定に基づき制定した当該条例における用語の定義の追加及び引用する規定の改正を行うとするものでございます。

この条例の施行日は、公布の日からとしております。御審議よろしくをお願いいたします。

続きまして、14 ページをお願いをいたします。14 ページは議案第 61 号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

次のとおり南部町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは、国民健康保険法の一部改正によりまして、令和 6 年 12 月 2 日をもって被保険者証が廃止されることに伴い、当該条例において所要の改正を行おうとするものでございます。

この条例の施行日は、令和 6 年 12 月 2 日としております。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。私のほうからは議案第 6 2 号、令和 6 年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）です。説明については一般会計補正予算書（第 3 号）のほうで説明させていただきますので、準備のほうをお願いいたします。よろしいでしょうか。

議案第 6 2 号

令和 6 年度南部町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度南部町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 0 8 , 1 6 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 , 7 9 2 , 8 2 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 9 日

提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 6 年 9 月 日

決 南部町議会議長 景 山 浩

それでは、4 ページを御覧ください。4 ページは、第 2 表、債務負担行為です。学校給食センター調理等委託業務。期間は令和 7 年度から令和 9 年度。限度額は 1 億 7 , 4 5 3 万 4 , 0 0 0 円です。

その下が第 3 表の地方債補正です。1、追加として、保育所整備事業、これは公共施設等適正管理推進事業債でございますが、限度額 2 億 4 , 6 8 0 万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

次に、5 ページ、2 の変更として、保育所整備事業、これは合併特例事業債ですが、これは限度額を 1 億 8 , 7 3 0 万円。中学校管理事業は、限度額を 4 5 0 万円、給食センター管理事業は、限度額を 6 6 0 万円に変更します。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

す。

次に、ページが飛びまして、9 ページです。まず、歳出予算から説明をさせていただきます。人件費に関するものについては、予算状況を勤務実態に合わせたことによるものでございます。後ほど給与費明細書にて説明いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 0 目地域自治振興費は1 4 8 万7, 0 0 0 円増額し、9, 4 4 3 万円とするものです。これは地域の安心まちづくり事業を活用して集落の環境整備等を実施する集落が当初の見込みより増加したことに伴い、必要な額を追加するものでございます。

次に、1 0 ページをお願いします。同じく1 4 目合併記念事業費は2 4 5 万4, 0 0 0 円増額し、1, 0 4 3 万2, 0 0 0 円とするものです。これは町制施行2 0 周年に当たり、多くの町民の皆様が関わりながら一体感を持って2 0 周年を祝福する取組として、保育園、小学校からデザイン等を募集し、アート事業を実施するというものでございます。

次に、1 3 ページを御覧ください。3 款民生費、2 項児童福祉費、5 目保育園費は2 億6 5 5 万8, 0 0 0 円増額し、9 億7, 7 9 0 万4, 0 0 0 円とするものです。これは統合保育所整備事業において、土地造成工事と作付の補償をするためのものでございます。

次に、1 4 ページを御覧ください。1 4 ページの4 款衛生費、2 項環境費、2 目環境対策費は2 0 万円増額し、7, 9 8 6 万9, 0 0 0 円とするものです。これは荷物の再配達により二酸化炭素排出量が増加していることから、鳥取県の取組と協調して置き配ボックス購入補助金を創設し、二酸化炭素排出量の削減を図るというものでございます。

次に、1 5 ページを御覧ください。5 款農林水産業費、1 項農業費、5 目農業振興費は3 3 7 万5, 0 0 0 円増額し、3 億3, 4 7 7 万4, 0 0 0 円とするものです。これは参加型農業体験推進事業において生産者とのマッチング、それから流通業と連携したサービスと併せて複合的に農産物の直接販売ルートの開拓を行うものでございます。

続きまして、同じページの7 款土木費、それから2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費でございます。これは8, 0 9 0 万円増額し、2 億7, 1 2 3 万2, 0 0 0 円とするものです。

次のページで1 6 ページでございますけども、ここで町道大安寺線改良事業について当初は子育て支援課の統合保育所整備事業内で実施をするという予定でございましたけども、事業の進捗を円滑に進めるため建設課へ事業移管をするというものでございます。

次に、歳入を説明いたします。ページが戻ります。7 ページです。よろしいでしょうか。1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金は5 4 0 万5, 0 0 0 円増額し、2 億5, 2 1 1 万8, 0 0 0 円とするものです。これは歳出側で説明いたしました参加型農業体験推進事

業に対してデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）でございますが、これを充当するものでございます。

次に、15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金は10万円増額し、3,030万円とするものです。これも歳出側で説明いたしました置き配ボックスの購入補助金に対する県補助金でございます。

それから、16款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入は6,630万円皆増するものです。これは株式会社ミヨシ産業及び株式会社鳥取CLTの工場用地として貸付けを行ってございました町有地とその周辺の土地に対して、株式会社ミヨシ産業に売り払ったものでございます。

次に、8ページです。8ページの20款諸収入、5項雑入、5目雑入は1,529万4,000円増額し、1億698万9,000円とするものです。これは南部箕蚊屋広域連合の令和5年度町村負担金の精算額が確定したことにより返還金を受け入れるというものでございます。

それから、21款町債、1項町債、2目民生債は2億6,280万円増額し、5億4,240万円とするものです。これは歳出予算で説明いたしました統合保育所整備に関して、土地造成工事や町道拡幅工事を行うための起債でございます。

次に、ページが飛びます。19ページです。よろしいでしょうか。給与費の明細書です。冒頭に申し上げましたが、当初の予算を勤務実態に合わせたということで人件費の増減を行っております。まず、1番の特別職の給与です。給与費と共済費の合計は439万4,000円の減額となっております。

それから、次ページ、20ページでございます。2の一般職の給与費です。給与費と共済費の合計は36万6,000円の増額となっております。手当の内訳についてはお読み取りをいただきたいと思います。

それから、21ページですが、総括の内訳をアの会計年度任用職員以外の職員とイの会計年度任用職員に分けて記載をしております。御確認をお願いします。

それから、23ページです。最後となりますけれども、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度末現在高見込額は普通債、災害復旧債、臨時財政対策債合わせて、60億9,738万円でございます。以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 病院事業管理者でございます。私からは病院事業会計の補正

予算について説明をさせていただきます。別冊になっております南部町病院事業会計補正予算書（第1号）を御覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。議案第63号、令和6年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、令和6年度南部町病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入。第1款病院事業収益、第1項医業収益を874万8,000円減額し、18億1,285万7,000円とし、第2項医業外収益を1億462万3,000円増額し、6億4,042万1,000円とし、合わせまして、病院事業収益を25億4,908万3,000円とするものであります。

次に、2ページをお願いいたします。債務負担行為。第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

今回2件の債務負担行為をお願いしております。2件とも翌年度当初から発生する業務の委託に要する経費でありまして、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為であります。いずれも期間は令和7年度から令和9年度までの3か年間、限度額はそれぞれ限度額欄に記載したとおりであります。

飛びまして、8ページをお願いいたします。今回の補正予算の見積書についてであります。今回お願いいたします補正予算については収入の補正でありまして、救急医療の確保に要する経費の精査による町からの負担金の減額874万8,000円及び地方公営企業繰り出し基準に基づく町からの補助金の増額1億462万3,000円をお願いするものでございます。

4ページ以降に、補正予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を記載しておりますので、御覧いただければと思います。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長でございます。それでは、議案書に戻っていただきまして、議案書の17ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。議案第64号、米子市と南部町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議についてでございます。

米子市へし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務を委託するため、次の規約を定める協議をすることにつきまして、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252

条の２の２第３項本文の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

規約の案につきましては次ページ以降に記載しておりますが、現在使用しとります米子市浄化槽の老朽化が進んでいること及び処理量が減少していることから、隣接する米子市運営の内浜処理場へ機能を集約しようとするものでございます。米子市で広域処理をするためには、米子市へし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務を委託する必要があるでございますので、事務の委託に関する規約を定める協議をすることについて、地方自治法の規定に基づいて議会の議決を求めるものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

続きまして、２０ページをお願いいたします。議案第６５号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてでございます。

地方自治法第２９１条の３第１項の規定により、次のとおり鳥取県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を変更することに関し協議をすることについて、同法第２９１条の１１の規定により議会の議決を求めるものでございます。

こちら次ページに規約の案をつけておりますが、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正によりまして、令和６年１２月２日をもって被保険者証が廃止されることに伴い、広域連合規約における所要の変更に関する協議について地方自治法の規定に基づいて議会の議決を求めるものでございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案説明が終わりました。

日程第９ 上程議案に対する質疑

○議長（景山 浩君） これより、日程第９、上程議案に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、議事の進行上、昨日９日に提案説明のあった議案を含めた提案順に行います。

質疑は、会議規則第５４条第１項に規定されているとおり、簡明に、かつ、疑問点のみについて行ってください。

また、個別質疑につきましては、予算決算常任委員会で行うことになりますので、総括的な質疑のみをお願いします。

なお、意見の開陳等につきましては、一般質問及び討論において行っていただきますようお願いいたします。

議案第４９号、令和５年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

１３番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 令和5年度の決算について質問いたします。

令和5年度の決算は総額82億を超えた決算になっています。物価高騰対策等の費用もあったと思うんですが、私がここで町長にお聞きしておきたいのは、いわゆる82億という決算の中での歳入がどのようになっているかっていうことですよね。

質問で使いますのは、この決算資料の2ページ目にある一般会計歳入の状況というところを見ております。町税が令和5年度自主財源の中での全体が20億に対して半数占めるのが町税、決算額が10億500万で12.7%。20億のうちの半数を町税が占めるということになってくると思うのですが、あと依存財源の中でというよりは一番大きく占めるのが地方交付税38億473万です。これについてです。

以前に令和5年度の市町村分地方交付税算定台帳【再算定】というのを出示してもらっております。そこには令和5年度の地方交付税の内訳、とりわけ普通交付税の内訳が出ているわけです。ここでいえば普通交付税の金額は32億ですから、38億のうち32億が普通交付税で6億が特別交付税ってことになるわけですね。

町長、町の財政を見る限りは、どこの小さい町村は自主財源が乏しく依存財源が多いと、今3割、今3割もないんだと思うんですけど、そういう収入の状況になっています。その中で見たら、依存財源とはいえ地方交付税というのは一般財源化できて何にでも使えるということで、町にとってみれば非常に使いやすい収入になってきていると思うんですね。

ところが、この地方交付税がどのように算入されてきて、予算を編成するときにはどのようにこの地方交付税の配分状況を見てるのかっていうことを町長にお聞きしたいんですよ。算定台帳で見る限りは交付税の算定の基礎が書いてあるわけですね。それを参考にするのかどうかっていうこと。基本的には町長には、言ってみれば4割以上も占めてくる地方交付税について、これまで地方交付税どう計算していいかわからないとか本当に入っているかどうか分かんと言ってたんですけども……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、簡潔に質疑をお願いします。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。

金額は入ってるわけですね。この普通交付税の使い方について町長はどのように考えるのかという点が1点です。

次の点です。次の点は、今回、決算を見ていけばやはり通常の社会保障費等、社会福祉に使うお金は当然かかってくるんですけども、令和5年度も光ファイバー等で結構な金額を占めてきているわけです。町長は、人口減に伴っていくときに今後のどのようなまちづくりをするかって

いう点で、お金がなくなってきたら公共料金等を再度計算見直して、住民への負担増もちらつかせているわけですね。そういうときに今後建設費等への投入の仕方、それと経常経費で住民の暮らしを守っていくという点からどのような考え方でいて、令和５年度の決算はどうであったというふうに考えるわけですか。この２点です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。真壁議員のほうから交付税についてと税の考え方、または料金等の考え方についての御質問を頂戴しました。

背景にあります人口減少社会の中で、交付税の在り方というものが今問われています。全国の中で人口が減少する中で、税収は落ちるわけですから基準財政収入額も当然落ちてまいります。その中でやらなければならない住民の安全や安心を守るための基礎財源というものは必ず必要になるわけですし、この辺りのところが今後やはり交付税の適切な国の配分といったものが必要になってくると思います。その背景はやはりきちんとした国の税収の確保、そして地方税の確保だと、このように思っています。いわゆる景気がきちんとよくて企業が一定の収益を上げながら、従業員にその利益の配分が回るような好循環の社会が基本にあるというふうに思っています。

その一端もあって私も過去から申し上げてますように、普通交付税がやはり３０億を切るような状況であっては南部町の中では運営は非常に厳しい状態があります。近年３０億を超え、昨年度の決算で３２億、その中で私どもが運営をしてきたわけでございますけれども、交付税はあくまでも一般財源の一部として自由に使うお金だという具合に理解しておりますので、住民の暮らし向き、安全を守るために使っていくといったものが基本になろうと思っています。

また、税や料金の問題でございます。人口が減少していく社会の中では、やはりものの考え方を変えていく必要もあるんじゃないかと思っています。ここの中で議論をするものではありませんけども、例えば基本料金と言われる部分と料金収入といった部分の中で、基本収入と料金収入の配分を変えるといったことも必要になってくるやもしれないと思っています。いわゆる水道や下水の問題は人口が減少した中で極めて厳しい経営判断が出てくるというふうに思っています。この辺りのところを今後皆さんと十分に協議しながら、人口が減少する中であってもライフラインである水道や下水道、そういうものがきちんと守られ住民の生活に支障がない、そういう社会を求めるために根本的なところはその時代に合わせて改革していく必要があると考えております。私からは以上です。

○議長（景山 浩君） １３番、真壁容子君。

○議員（１３番 真壁 容子君） 町長の地方交付税についての財源をきちっと保障するために国に

も頑張ってもらわないといけないっていうことについては一致するわけです。今お聞きしているのは、町ではなかなか国のことを聞くなって言われてますから、私もそのつもりでいます。町長も聞いていることは地方のこと聞いてますから、町のこと聞いてるんですよ、地方交付税の。国のこと分かりました。

確保しなければならない30億を切るようだったら困るというわけですね。ということで言えば、地方交付税を獲得するために努力をされてるっていうことは分かりました。ところが、私が聞いているのは、今回の32億の普通交付税の中の配分というのが算定になる基礎っていうの出てるわけですよ。それを言ってるんですよ。例えばこの中で人口割にするんですけども、生活保護費とか社会福祉費とか教育費とかあるわけですね。小学校は1校につき幾らとか、生徒の数とか学級数によって算定がちゃんと決まっているわけですよ。特に保健衛生費なんかでは病院があるから他の町村よりもうんと高くなってきてるわけですね。それを見たときに、町長はこれを、この中身を見ながら予算編成と決算見る場合、地方交付税の配分状況を考えているのかってこと聞いているんですよ。それどうなんですか。

例えば地方交付税を増やすこと考えていったら、保育園を2つを民間移管にしたら最低1億5,000万から2億円減りますよ、地方交付税は。そういうこと考えてるのかってこと聞いているんですよ。自主的に使えるお金がなくなって補助金を増やすことがいいのかってことになってくと思うんですけども、基本的な考え方を聞いています。国に対する考え方が分かりましたから、地方交付税が入ってくる算定台帳等に基づいて、これを参考にしながら予算編成をして決算も見ているのかってことお聞きしたいんですよ。

2つ目の公共料金の問題というか住民負担の問題になれば、令和5年度は一般会計からお金を投入して水道料金の基本料金下げたわけですよ。私はこの効果も検証せんといけんと思ってるんですね。町長は何らかの理由でそういうこと決断されたんだけど、今後については人口減少でどうなるか分からないという点でいえば、例えば人口半分の日南町とか日吉津ですね、半分以下ですが、そういうところの公共料金等考えて、決して水道料金2倍、3倍なってるわけじゃないんですけども、その辺から見て町長は何を基準にしてそれを考えていこうとしてるんですか。それちょっと教えていただけませんか。決算の中でも、例えば今回は水道料金を引き下げるために努力してきたという決算になってるわけですよ。そういう点から見て、そういうふうな支援の仕方がどうであったのかっていうことを総括してらっしゃいますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。2点の御質問にお答えします。

まず最初のほうに、料金の基本料金の問題等もありますので、そちらのほうから私の考えを申し上げます。日吉津村は米子市の水道を利用していますので、これは人数等の配分にはならないと思っています。基本料金というのはどんなことで考えられるのかといえば、やはりこのベースになるところですので、これは投資する基本の水道管を布設するだとか、そういう基本部分については、これは基本料金で賄っていくのが、基本基本って言って申し訳ないですが、基本になろうと思っています。その後で利用料金、いわゆる3条の部分というのは、これはふだん水を使う人が、たくさん使う人はたくさん利用していったり、少なかってても一定の料金を支払うと、こういう仕掛けになってると思ってます。

人口が減っていった場合に、投資経費がなくなるというわけではないわけです。一定の耐用年数を過ぎたものは布設替えもしていかななくちゃいけない。私たちが今使っているこの水道は数十年前の皆さんが税負担をして布設をし、そして償却をしていただいたものでございます。したがって、私たちが次の世代のためにきちんとした基本料金というものを負担しながらやっていくのが、これからの人口減少社会の中には考え方の一つとして必要なんじゃないかという思いを持っています。そのぐらい投資的経費というものに困ってくるだろうというふうに思います。配水池の問題や水道本管の問題など課題は山積しておりますので、この辺りのところを皆さんと議論したり、ある部分においては専門家の知見もいただきたいと思っています。

それから算定台帳の話ですけども、算定台帳はあくまでも台帳として存在しますので、2つの学校を1つにした場合、当然交付税は算定台帳から落ちますので落ちてくる。しかし、一方で、ランニングコストといったものが効率的に回るので長期的に見れば少なくなるかもしれない。こういったところを短期的な視野ではなくて長期的な展望に立ってするのがやはり財政を運営する上では重要であろうと思っています。そういう意味では算定台帳の中では長期的な展望に立って見ていくということが必要だろうと思っています。

先ほど経済の影響を非常に受けるんだということを申しましたけれども、地方財政計画を国が組みます。いわゆる地方が年間にどのぐらいの予算が必要なのか、そして国がどれだけ予算を組めるのか。その中で、残念ながら地方交付税というのは配分をされるわけですし、その辺りの経費の配分がどの辺りになるのかといったところを注目することが現実的には、注力してるところでございます。もちろん算定台帳についても注意しながら長期的な視野に立って検討してるところです。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） いわゆる公共料金とかその話になったらちょっと決算からずれて

くるので地方交付税の問題したいと思うんですけども、1点だけここで聞いておきたいのは、普通、地方自治体の決算とか予算とか予算の立て方というのは、町長、よそと違って財産があるわけではないから何かするときに事業するときに全部起債を起こすわけですよ。この起債を15年、20年で負担していくっていうのは、これは年度で公平に負担するためにやっている地方自治体の制度ではないか。だから昔の人が負担したからどうのこうのじゃなくて、絶えず住民は地方自治体の財政で過去と将来考えながら単年度に負担が来ないように起債制度を設けてるわけですよ。だから過去のことを考えて、次のことを考えてやらんといけんでなくて、それをそういう趣旨に沿った予算や決算になってきているのかってことを、そういう考え方なのかってこと聞きたいんですよ。どうもそこがずれてるんじゃないかっていうのをずっと感じるわけですね。人口が減ったら公共料金が2倍、3倍になるっていうのは、これ地方自治体の考え方でないのではないかっていうことを聞いているんですよ。どうですか。

それと、地方交付税でいえば、お聞きしたいのは算定台帳に出てきている算定の基準というのは、予算決算のときに参考になっているのかって聞いているんですよ。例えば分かりやすいのは病院では先ほど繰入れ基準に基づいてやりました。特別交付税は分かるんですよ。地方交付税に算定された分は教育費の予算が出てきている。病院の予算も普通交付税に入ってるわけですよ。保育園も入っているわけです。特に保育園は決算見たら分かるように、他からの補助金って圧倒的に少ないんですよ。ほとんどが基準財政需要額の中に入っているんですね。そういうことを考えてみたらどうかっていうこと答えが出ないので町長にお聞きしますが、だとすれば今回地方交付税32億のうち、これ32億とこれ比べ、基準財政需要額が43億のうち普通交付税が、その中に社会福祉費、保育園に関連する費用が5億7,000万と6分の1占めてるわけですよ。

この中で保育園に、特に民間にお金を計算するときは何を根拠にしているというふうに、町長、考えていますか。普通は公定価格が来るんですよ。それをそういう考え方をしてこれまで出せるけども超過負担が幾らだっている計算を議会にしてこないといけないと思うんですけども、令和5年度はもう決算が出ていますからお聞きするんですけども、それはどういうふうに考えますか。具体的なことでお答えください。例えば保育園に、民間保育園に出す場合、どういう基準で財政支出しているのか、これ教えてくださいませんか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 細かい係数につきましてはここで答えすることはできませんので、また委員会のほうで担当のほうからお聞きいただければいいと思いますけれども、考え方として真壁議員のおっしゃるような算定台帳を基にして予算を組むだとかといったことは参考にはなるけ

れども、それはいわゆる総額の32億を取れるのか30億になってしまうのかによっては根本が狂ってしまうわけです。

いわゆる算定台帳というのはあくまでも算定の基礎になるもので、それを一番大きく動かすファクターというのは、国の地方計画の中でどれだけ地方に配分するのかというのが一番大きな問題です。ですからすごく大きく動くわけです。今言われたような算定台帳どおりの金額が常に来るようなことであればこれは非常に簡単なことですが、そうはならないところが分からない、難しいところですよという具合な曖昧な表現になってるということをやまず御理解いただきたいと思っています。でなければ30億だったり29億だったり、私が8年間の中でも29億台がありました。今、32億です。3億からの動きが何かの算定台帳の中で動いたといったものではないわけです。こういうような大きな動きというものがありますので、その都度長期的な視野に立って、財政の入るを量りていずるを制すといった考え方に徹しながら財政運営をしていく、これが肝要だと私は思っております。

それから、水道料金であったり下水道料金であったり、もちろん道路なんかもそうですが、人口が減っても前回の議会の中でもありましたように、いわゆる言い方悪いですけどフリーライダーといわれる方々が全国の中で課題になっています。その中で地方税は払わないけれども関係する人がそこに住まれた場合には、水道も基本料金として払い続けなくちゃいけない、下水道も止めるわけにならない、電気も水道もちろん道路も除雪もしなければならない。そういったところでやはり注目すべきは基本料金といったところをもう少し注視しながら住民の皆さんの理解をいただきながら安定的に、真壁議員が先ほど言われました長期的な起債を償還していくだとか、そういうめどを立てるためにはそういった手法も必要ではないかと先ほど申し上げました。これは今後とも検討材料ですが、人口減少社会の中の一つの考え方として提案したところでございます。よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第50号、令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 国保税は貴重な財源でもあるんですけども、公共料金の考え方と滞納問題についてお聞きします。

国保の事業、約13億5,000万、実質収支が2,117万と出てるんですけども、この中

で、歳入の中では国保税が2億1,311万、言ってみれば町内の二千何人ですね、2,500切ってますからね。二千何人の方々から2億1,311万円というお金を頂いて、ほかの国等のお金を使いながら運営しているということなんです。

この国保税の2億1,311万円が二千何人から徴収する金額が住民の生活、彼らや彼女、住民の生活にとって適切で支払える金額なのかと。高い国保税と言われておりますから、そこがいつも国保税の審査の賛否になってくるわけですよ。

そこでお聞きしますが、この国保税2億1,311万のうち、収入済みが1億7,600万。この間はちょっとため息が出てました。国保税というのは非常に収入未済が多くなってくる税金になってるわけですよ。この背景にはそれぞれの努力もあると思うんですけども、やはり払にくい国保税になっているということではないかと思うんです。結果として収入未済が3,543万円出てきている。

町長、いろいろ担当課も努力されて不納欠損等しているんですけども、滞納3,543万円積み上げていくより払える金額を払っていただいて、所得減免ですよ、法定減免以外にする方法等でこの収入未済の解決方法と、住民の暮らしの負担軽減をも考えるべきだということが、この決算が物語っているのではないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。真壁議員からは法定減免、いわゆる税収の国保はうちの場合には税で徴収していますので、この税の減免措置をもっと幅広くやるべきではないかという御意見だろうと思っています。

税には一定のルールがあって、皆さんとの公平性の担保といったものの上で議会の中で御承認いただきながらやってきております。このように収入未済があるという問題につきましては、これまでも過去から長い期間、国保税についてやはり高いといったことが言われています。私も確かに高いと思いますけども、現実にもその中で減免規定を設けながら、皆さんの御理解いただいて公平性を担保続けてきたといったものがございます。

ぜひこの辺りのところも御理解いただきながら、減免といった一本やりではなくて徴収に対して御理解をいただきながら、このルールの中でやっていくといったことも大事だろうと思っています。減免と言ってしまうと、じゃあどこまで減免していくのかといったことも出てくると思います。現在のこれまで長い間培ってきたルールをベースにしながら、その中でどう収入を上げながら的確な国保運営をしていくのかといったことにつきましては課題だろうと思っていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、質疑です。

住民の方から、国保税もそうですけれども町の議会で介護保険の話はしないのかということ言われました。広域連合があるんですよってということお話しさせてもらったんですけれども、住民から見れば高い国保税、高い介護保険料を何とかしてほしいという声だというふうに私は受け止めました。

そこで町長、町長も国保税は高いと思っている。今後人口減でまさかそのまま当てはめるわけやないと思うんですけども、人口減になったら余計負担がくるよってというのは乱暴な論議にはならないということはここで確認しておきたいと思うんですけども、町長、住民が今の町民の所得や国保の世帯の所得の中で、国保税や介護保険料を一体どれぐらい払っているのか、どれぐらいの負担になっているのかっていうことを町内でも国保税と介護保険料をこの2つでもって、もしかしたら後期高齢も入るかもしれませんが、そういう負担をどれぐらいかっていうのを町で一回把握してみるという努力をされると、してほしいと思うのですが、この点についていかがでしょうか。今後の人口減に向けてこういう公共料金をどうしていくか、住民の暮らしをどう守るかっていう点ではその把握が必要だと思いますが、もうできている、できているのであれば出してほしいし、なければそういうことをつかんで報告していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。令和5年度分で結構です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。担当のほうからそういうデータはないということで。したがって、そのようなデータを町として徴収しているものはないというふうに私も思っています。

国保税やそれから介護保険料、確かに負担が大きいだろうなと私も思っています。裏側にはベースになるのはやはり、年金生活をしている中でそれぞれの年金実態というのは違いますので、果たして現在の収益といったものと、それから負担といったものの考え方が適正になってるかどうかっていったことだろうと思ってますけども、これはそれぞれの介護保険制度や国保制度の中で各議員の皆さんと議論を重ねながらつくり上げてきた南部町のルールだろうと、または広域連合でのルールだろうと思っていますので、これをお一人お一人のデータを集めながら変更するというのは、それぞれの国保であれば国保、それから介護保険では介護保険の中で、その算定数値を基にして適正な介護保険料の徴収と配分といったものを検討していく必要があるだろうと思っています。したがって、ここでするしないは別にして、その組織の中で適切に運営をいただき

たいと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） するしない別じゃなくて、してほしいと言っているんです。なぜかというと、この基になっている2億1,000万というのは町民が払っているし、それが高過ぎて大変だと言ってるからです。だとすれば……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、意見は……。

○議員（13番 真壁 容子君） 質疑、質疑です。国保税の令和5年度の住民への負担の実態が分かるような資料を委員会に提出していただきたい。例えば平均4人家族等……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、要求はできません、この場では。

○議員（13番 真壁 容子君） どうかと聞きます、後で。一々止めないでください。何の異があるんですか。（発言する者あり）個人的ではありません。あなた方も聞かれたらどうですか。

それで町長、委員会の中で結構ですから、国保税の標準的な家庭での令和5年度の負担、これが分かるような資料を出していただきたい。どうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。議長のお許しがあって資料の提出が可能なものであれば、委員会のほうで用意させたいと思っています。（「議長、よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） ちょっと休憩します。

午前9時53分休憩

午前9時54分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 議案第51号、令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第52号、令和5年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 53 号、令和 5 年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

5 番、米澤睦雄君。

○議員（5 番 米澤 睦雄君） 5 番、米澤でございます。私はこの農業集落排水事業の決算書を見て大変驚いております。これは後に続く浄化槽、それから公共下水にも言えることなんですけど、非常に不納欠損額が大変な額が出てきている。ましてやその上に、不納欠損で全て落として収入未済額がゼロ円になってる。公共下水も六百何万の不納欠損が出て、収入未済額がちょっとの数が出てきているだけだということで、私は非常に驚いております。

この決算の説明のときに、担当課長は全然この不納欠損のことについては話をされなかった。なぜこういうことが起こるのか。今になって急に不納欠損が全部出てくる。全部収入未済額がゼロになるということがあり得るんですか、これ。ちょっともう一回この辺を丁寧に説明を求めます。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岩田政幸君。

○建設課長（岩田 政幸君） 建設課長です。不納欠損額につきましては、このたび下水道事業会計が企業会計に移行するこの機会をもって、過去に既に滞納処分の執行停止を行っていたものについて不納欠損とするというふうに整理しました。既に時効が成立したものばかりであり、強制的な徴収はできないものの金額の積み上げとなっております。

ここに至るまでに不納欠損として落とすべき時期はあったと思うのですが、自主的な納付という希望をちょっと捨て切れない部分もあって、不納欠損処理ということをちゅうちょしていた部分もあったと思います。

このたび令和 6 年度から企業会計のほうへ移行するというタイミングを見て、徴収がほぼ不可能であるという債権を持って企業会計に移行するよりは、この機会をもって不納欠損とし、企業会計をスタートさせたいという判断の中から、この 3 会計について総額となると約 1,000 万円になると思います。それを不納欠損処理とさせていただいたところであります。

○議長（景山 浩君） 5 番、米澤睦雄君。

○議員（5 番 米澤 睦雄君） 今、不納欠損理由に時効を上げられましたよね。時効を上げるということは、今まで時効を停止させる努力をされなかったということですか。ましてや皆さんは分担金真面目に払ってらっしゃるんですよ、ほとんどの方が。この方たちはじゃあ時効が働いたから不納欠損になってしまう、非常に公平性に欠けるんじゃないでしょうかと私は思うんですよ。今おっしゃったように 1,000 万の不納欠損ですよ。これを不納欠損する前に今全て時効が働

いたっておっしゃったんですけど、それに対する反省、そういうことも全部されているのか。これからじゃあまた、分担金はどうか分かりませんが、これから町が何かこういうことを徴収するときに、安易に時効が働いた働いたという考え方はちょっと私は腑に落ちないんですよ。その辺についてちょっと執行部の見解を求めます。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。不納欠損については大変皆様に御迷惑かけますし、先ほどから出てますように税の不公平感、利用料金の不平感につながるもので大変遺憾には思っています。

しかし、一方で、消滅時効をそのまま投げておくということは、非常にこれからの会計処理上問題が出てくるといったことは監査の中でも御指摘をいただけてきました。今回会計が動くといったこともありまして、今回のこの会計の変更に伴いまして、申し訳ございませんけれども不納欠損を消滅時効のものに限って時効が達したものについて対応させていただきました。

今後も適正な徴収というものは必ずしていかななくてはならないとは思っていますけれども、御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 5 4 号、令和 5 年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 5 5 号、令和 5 年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 5 6 号、令和 5 年度南部町太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 5 7 号、令和 5 年度南部町水道事業会計決算の認定について、質疑はありませんか。

13 番、真壁容子君。

○議員（13 番 真壁 容子君） 5 7 号の水道事業会計の決算の認定についてです。

町長、先ほどから述べているように、この水道事業では令和 5 年度基本料金の減免を行ったん

ですね。住民からは非常に歓迎されていて、令和6年に始まってから水道料金が高くなったと言ってるんですけども、町長は令和5年度に行った基本料金の減免をどのように評価していますか。と同時に、令和6年度にそれをやめたのは、令和5年度の決算をやってどういうことを考えて元に戻したんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。これまでのコロナで疲弊した経済対策として基本料金のところを減免、これはこの議会の中でも皆さんに申し上げましたとおり、直接お金の経費を配分する手間、負担金よりも基本料金を減免するのが効率的でスピーディーに対応でき、かつ水道は皆さんがお使いになるものですので影響は公平にする、スピード感をもって対応できるということを取り組みました。またそれは一定の効果があったということを認証しながら、コロナでの経済も幾分持ち直したといったことをもって終結したといったことだろうと考えています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第58号、令和5年度南部町病院事業会計決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第59号、令和5年度南部町在宅生活支援事業会計決算の認定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第60号、南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 議案第60号、副町長はさらっと言われまして、なかなか理解できんところがございまして、要はこれはマイナンバー法だって言われまして、マイナンバー法の大本の法律が改正になってこうなっただと理解しますが、このなったのは今度は第2条の5番と6番、特定個人番号利用事務、その6番が利用特定個人情報、これについて私たち住民にどのような影響があるのかお聞きしたいと思います。

○議長（景山 浩君） デジタル推進課長、岡田光政君。

○デジタル推進課長（岡田 光政君） デジタル推進課長です。このたびの条例改正の後ですけれ

ども、取扱いはこれまでと変わりませんので、住民の皆様含めまして手続等に影響は全くございません。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の条例はいわゆるマイナンバー法に基づくものだと思うんです。

お聞きしますが、よく国会でも問題になっておるし、身近なものでもそうですけども、このマイナンバーカードというのは強制ではないですよね。毎回聞いておりますが、マイナンバーカードを所持していなかった場合の手続と所持している場合の手続と、行政関係での手続ではどのような、普通は差が生じないと思うんですね。それについてどうなんでしょうか。

国保の点については次聞くんですけれども、例えばいきいきサロンとかしていて住民の不安はそれなんですよ。一体マイナンバーカードを持たんといけんもんだろうかということをしきりに聞くわけですね、一体何が違うのか。任意ですということをきちっと行政側は発信する必要があるんじゃないかと思うので、どうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。私もよくその話を聞いていますし、私の高齢になる家族からも本当に取るべきなのかどうかということを言われています。私としてはぜひ機会があれば、よく使われる例えば医療機関で仮に今までマイナンバーカードがなくてもできました。しかし、これから先々その比率はマイナンバーカード所持率が上がっていけば、いろいろなところで利益も出てくると思いますので、ぜひ取っていただきたいと思います。

面倒だというよりも不安だという御意見があるのであれば、行政のほうもその不安払拭のために努めなければならないと思いますけれども、取ることによって行政のほうもデジタル化といえばなかなか高齢者の皆さんには御理解いただけないかもしれませんけれども、有効な対策が打って立てると思いますので、ぜひ御理解いただいて御協力いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長の考え方は分かりました。

私、行政として今どうしたらいいかって悩んでいる人に具体的に今の段階でどういうなければ困ることがあるのかということと、これはなければいけませんよっていうことをはっきり言うことと、これは任意ですっていうこと、これは行政の責任で言わないといけないことではないかと思うんですけど、どうでしょうか。町長の考えは分かりました。どうなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。できるだけ取っていただきたいというのは国が方針を決めた途端にルール化されるということもあるかもしれないといったことです。

今、自民党の首班の問題も出てきて、お一人お一人のお考えもそれぞれに違うという具合に聞いてます。その中で、これからの社会標準、世界標準はマイナンバーカードは当然の世界なんです、世界中からいえばですね。マイナンバーカードの番号識別は当然の世界なんです。もしやもすればこれが強制ということにもなるかもしれませんが、ぜひそういうことで混乱が起きない前に、ぜひとも機会があれば町のほうもできるだけ住民の皆さんの身近なところで手続に御協力しますので、ぜひ手続を行っていただきたい、こう思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 6 1 号、南部町国民健康保険条例の一部改正について。

1 1 番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 細田です。これも前の 6 0 号と関連でございますが、これは要は国保の保険証がマイナンバーになって、以後は普通の保険証は使えないと、マイナンバーにせつていうように理解していいでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。こちらマイナンバーカードがマイナ保険証というものになっております。こちらが令和 6 年の 1 2 月 2 日からマイナンバーカードを使われている方はマイナ保険証として利用してもらうんですけれども、持っておられない方は保険証としての機能がなくなりますが、今現在発行している保険証は 1 年間有効では使えるんですけれども、それに関しまして使えなくなるということではなく、今後その方には資格確認書というものが送られるようになります。ですので、それが今現在の保険証の代替の機能を持った書類がマイナ保険証を利用されてない方には行くようになります。この条例に関しましては保険証はなくなりますので、それを資格確認書というものになりますよという条例の改正になっております。以上です。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前 1 0 時 1 1 分休憩

午前 1 0 時 1 2 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 総括的に聞きます。これをした場合に、現実にも持ってまして行きますけど、一番かかるのは医療なんです。医療機関にこの機械は1台しかない。西伯病院の大きな病院でも1台しかない。この対応はどのようにされるのか、個別かもしれませんが、一番住民が関心持ってますのでそこだけ教えてもらえませんか。（発言する者あり）

○議長（景山 浩君） 病院事務部長、畑岡宏隆君。

○病院事務部長（畑岡 宏隆君） 事務部長でございます。先ほど言われた1台しかないということはあるんですけど、増やすような方向に向かっていきたいと思っています。以上です。（「もうあとは委員会で聞きます」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 国民健康保険条例の一部を改正する条例、委員会で中身をお聞きしろって言いますが、今住民の一番の関心事なんです。なぜかという12月2日に国保証がなくなってしまうってみんな悩んでいるんですよ。私は少なくとも住民に説明するので議会どう審議したかというのではここでしないっていうんだったら委員会で審議を住民に流してほしいです。ということを抗議……。

○議長（景山 浩君） 質疑をお願いします。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、抗議しておいて質疑します。

今回の12月2日に廃止になりますということをもう国が言ってるわけですよね。はっきりここで言っていたきたいのは、南部町は7月1日で交付するんでしたっけ。7月中に国保交付するから1年間有効って書いてあるんですよ。これは7月まで使えますね。これはどうですかということですね。使えますね。

それ以降、もしマイナンバーカードを持っていない方が資格確認書をこれは自分で取りに行かなくとも5年間は町から送ってきますね。これはどうですか。これについてどうかということなんです。

3つ目、マイナンバーカード持ってる人にも、自分がマイナンバーカードにそれが入っているという情報を確認するものを送るってことです。それも事実ですか。これを考えた場合、3つ考えた場合、何と手間なことをするのかと思っているんですよ。

今、いわゆる自民党の総裁選挙絡みで2人以上が引き延ばしを言い始めました。どうなるかわからないと私は思っていますが、今の点について住民の一番関心あることについて答えていただけますか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。1個目の質問ですけども、期間は8月からになっております。8月から7月までの保険証を1年間分を7月に送付させていただいております。こちらの保険証は基本的には1年間有効です。途中で75歳になられる方とかは期間が短いになっておりますけども、出しておる期間までは有効に使えます。

あと、2点目ですけども、資格確認書が5年間使えるかということですけども、資格確認書は一応1年間ずつ毎年送らせてもらう予定にしておりますので、5年間というわけではなく1年間分が有効として使えます。

3つ目ですけども、マイナ保険証を持っている方に通知が来るということですけども、こちらはマイナンバーカードが利用できない医療機関がまだ全国にはあるようです。南部町にはないんですけども、その対応のためにお知らせというものを通知をさせてもらうことになっております。こちらのほうはマイナンバーカードが使えない医療機関で利用するっていうもののお知らせを送ることにさせてもらう予定になっております。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 確認と、町長に質疑いたします。

確認は、8月31日まで現行の保険証は、75歳等で後期高齢切り替える方以外は31日まで使えるということよろしいですね。

それと、5年間は、1年間ですけどもこの5年間は1年ごとに本人が役場等窓口に来なくても国保と同じように届くと、この確認なんです。これがそれでよろしいですねということ。

それと、3つ目のマイナンバーカードを持ってる方は、資格情報のお知らせといってマイナンバーカード持ってる人に全員に通知を出さないと使えない医療機関もあるからその代わりに持っていく情報を持っておかんといけんわけですね。町長、それはどこの仕事になるんですか。役場がするんですか、国がするんですか。それちょっと聞かせてください。

それで、町長にお聞きします。有効で使えます、31日まで資格確認書は持っていない方全員に最低5年間は何も言わなくて出てきます。マイナ保険証持ってる人でも資格情報を全員に配付するわけですよ。こんなことするより今の国保証を使ったほうがうんと楽やと思いませんか。同じもの配付するんですよ。それについて町長は自治体において自分の保険者としてどういうふうにお考えですか。要望言ったらいけんというんですけど、私は紙保険証残せと言うべきじゃないかと思うんですけど、どうなんですか。（発言する者あり）

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。保険証の期間ですが、8月末ではなく8月1日から7月末までの1年間になっております。

それから、資格確認書は毎年送らせてもらいます。

あと、資格情報のお知らせについては役場のほうで交付をすることになっております。（「役場です」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。（「町長の答弁が聞きたい、町長。総括質疑です、これこそ」と呼ぶ者あり）

町長、答弁がありますか。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。町長としてはいろいろなことを考えなければなりませんので、現時点ではそういうルールで国が走ってるということでいろいろの対応を考えていかなくちゃいけないと思ってます。

一番には、やはり町民の皆さんが混乱しないように適切な処理ができるように職員と力を合わせたいと思ってます。

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第62号、令和6年度南部町一般会計補正予算（第3号）、質疑はありませんか。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 総括質疑ということで、合併特例債、今回保育園の関係で多額の合併特例債を活用することになりますが、合併特例債についての確認質疑になろうかと思います。

合併特例債は平成16年でしたでしょうか、市町村の合併の特例に関する法律というのがつくられて、たしかあのとき、使える期間は合併してから10年間だよというようなことが決まっていたと思いますが、あの後様々な災害が起こるたびにどんどんどんどん延長されていて、一体これはいつ頃まで使えるものなのかというのが一つと、あとどれぐらい利用できる額といいますか、これ大変有利なもので、95%が充当されてそのうちの70%が普通交付税措置されて大変有利なものなんですが、額と期間を教えてください。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。合併特例債のまず活用できる時期ですけども、今年度まで、令和6年度となっています。

それから、現在活用している額ですけど、今年度の保育園に充てる事業で全て使い切る予定でございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。私はその保育園の問題でですけど、全協のところで子育て支援課からこの補正に関わる内容について確認を取った中で、図面の提出がありました。円形の保育園ができるという計画になってるんですけど、町長はこの円型というものに対してどういうふうな思いで賛成をしておられるのか、その辺ちょっと確認取っておきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今まだ現在基本設計の段階で提案をいただいているものです。保育園を利用者の意見だとか、それから実際に安全を管理していただく伯耆の国や、または保育士の皆さんの意見等も総合的に入れながら、この保育園の形は変わってくるのではないかというふうにも思っています。まだ基本設計の段階ですので、もうしばらくたった段階で意見が固まるというふうに私も聞いているので、それを静観したいと思っています。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 多分町長もこの計画のところの段階でも見ておられると思うんですけど、基本設計の中で。町長はどういうふうに思っておられるんですかというのと、建物も多分四角いものを建てるよりは円いほうが設計といいますか、建設費も上がってくる可能性も出てくると思ってます。今は確かにいろいろな意見を聞きながら変わっていくっていうふうに町長言われたんですけど、今この設計が出ている中で、町長とすればどういうふうに思っておられるのか、確認を取っておきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。私は、一番には安全な保育園でなければならないと思ってます。したがって、保育園の構造上に死角が生まれるようなことであったり、そういうことがないシンプルな、言ってみれば360度どこから見ても保育士さんたちが常に緊張して人の子供たちの命を預かる仕事ですので、その気の休まる時間もないような環境になるような構造ではなくて、よく見通せるっていうんですかね、そういう保育園をぜひとも基本設計の中に入れていただくということは私のほうからも言った次第です。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） ホームページずっと見て、円形の保育園確かにいろいろあります。何がメリットかというのと、一番は確かに町長が今言われたように保育士さんから子供たちがよく見える、それから中に庭があることによってみんながそこに集まりやすいという利点はありまし

た。

設計の中で、課長のほうから基本的には鉄骨、園ですから鉄骨が普通かもしれませんがという中で、やっぱり木の、C L Tを含めた木をふんだんにその中に使ってほしい。子供たちにとって木の感触というものは将来的にもつながっていくもんだと思っています。要望になってしまって議長から怒られるんですけど、町長はこの木を使うっていうことに対してどういうふうになっておられるか、最後に確認取っておきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。南部町の中で生産するC L Tですので、ぜひそういう使っていただきたいという思いは持っています。あとは幾らでも使えばいいというものでもありませんので、その辺りの調和は設計会社や、さらには利用される皆さんと意見を調整したいと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回、補正予算で統合保育園の整備事業が、補正前の金額が1億8,000万、今回補正で2億1,000万、総額3億9,000万になりました。この中身は、1億8,000万は土地取得費を含むということだったんですね。今回は造成費用が上がってきている。ほかに先ほどのどこの説明でしたっけ、8,000万でしたっけ、大安寺の道路についてはもう別にしてするというので、今までの中では4億7,000万ぐらいのお金が造成と進入路等について出てきているわけですよ。まだまだ5億円近くかかるんだろうなというふうに思っていますが、町長、町長は最初の人に、保育園を町が建てるより民間が建てるほうは安いんだって言ったんですね。なぜかという補助金が来ないからだというふうにおっしゃいました。

そこでお聞きするんですけども、今回の予算も見限りは、これは予算がつかない、言わば補助金がなくて、全て特例債と、起債と一般財源を使っています。確認ですが、建物以外は補助金は来ないということなんですねということが一つ。

2つ目、昨日の課長の話では、横72メートル、縦40メートルという非常に大きな保育園の建設の基本計画が出てきました。一体そしたらこれを建てる時に誰が、先ほど板井議員がおっしゃった誰がこれを、こういう構想を練ったのかということも、今度委員会でもお聞きすることになってくると思うんですけども、この金額をどれぐらいとして見てるのかって聞いたときに、1平米が61万6,000円というのを直近の湯梨浜の保育園の金額出してきました。今回の保育園の面積は1,990でしたよね。すみれこども園より300平米も大きいんですよ。1,990掛ける61万6,000円、12億2,000万ですよ。今まで説明会に上がったのは6億

5,000万か7億円。物価高騰で3割近く上がるだろうって言ってたんですけども、それを超す費用で、今でいう限りは12億プラスこれしたら17億のお金ですよ、一つの保育園建てるのに。

町長、私はこういうふうに予算、お金がかかるから出てくるということは考えても、例えば基本設計とかするときに予算のめどもつけないでやってるわけですか。それを町長にお聞きしときたいんですよ。いろんなこと出すのはいいけれども、金額も示さないで40メートル、72メートルの大きな物建ててきて、まして住民が望んでる統合保育園でないんですよ。これ意見言ったらいけん。

○議長（景山 浩君） 真壁議員……。

○議員（13番 真壁 容子君） 分かりました。

その件について、町長、どうですか。

それと、もう三つ目。先ほどの合併特例債の話してましたよね。合併特例債は今期で使うのやめます、終わりですと言いました。今回補正で6,000万をしていますが、この保育所整備事業に合併特例債を幾ら使うつもりなんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。住民が望んでいない保育園では私はないと思いますよ。（発言する者あり）総括的な御意見だろうと思いますので、大きさの問題はこれは少し大きいなと思っています。いや、必要があればでしょうけれども、入る子供たちの人数、そしてその規模、それに合わせたものにするべきだろうと思っています。不要な建物を建てる必要は毛頭ありませんし、必要なものは必要であろうと、そういうものは建てていきたいと。冒頭に申し上げましたように、板井議員の御質問にお答えしましたように、大切な町民の子供たちです。安全の確保、そして移転するために必要になったのは、水害だとか災害に非常に危ないところだと、それを1つにして子供たちの安全を守るとというのが一番の大名目でございますので、安全を第一に適正な規模の保育園を建設したいと、こうと思っています。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。合併特例債の使う額でございますけども、先ほど補正で説明しました2の変更のところに起債の目的のところで書いてあります限度額1億8,730万円を今回合併特例債で使う予定です。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、住民のためにということ……。すみません、設計図見て言

いたいことがいっぱいあるんですけども、その前の段階なんですね。町長はおっしゃいましたけど、私が言った一体予算を念頭に置いてるのかってことです。それを聞いているんですよ。それが一つね、どうですか。つくってきたはいいが、12億を超えるもので72メートル掛ける40メートル、中へ空洞があったとしてもね。ちょっと大きいところではないですよ。それと、120名の定員っていうんですけども、人口減をいう中で、幾ら統合する保育所といってもあまりにもお金の使い方と大きさの点で見たら、度が外れてるのではないかっていうふうに思うんです。それどうか。

2つ目、12億の建物を建てて一体補助金は幾ら来るんですか。補助金は決まっているんですね。1億2,000万ちょっとでしたっけ。決まっているんですよ。建てたら、民間が建てたほうが安いんだって言いながら建てておいて、一体幾らお金を投入するつもりなんですか。この12億の建物はいいですけども、120人規模の建物建てるときの国庫補助の限度額というのは幾らなんですか、お答えください。

3つ目、この設計図面をするときに事前に福祉法人が入ってるのですか。これは入っていると私たちは考えています。なぜならば、もう7月の段階でいわゆる公私連携協定も結んでいないのに、さくら保育園の保護者と役員と伯耆の国との意見交換会っていうのをしている。恐らくここに出てきた保育園には、200平米のレストランってあるわけですよ。私は十数年前の伯耆の国の建設思い出したんですよ。真ん中にシンボルツリーがある。誰の構想ですか。町長、一体この構想は先ほど板井議員の関連して、こういうふうな建物建ててほしいというコンセプトを示した資料が何かあるのであれば出してほしいんですよ。町がどういうことを決めて設計者に言ったのか。これ出ますか。以上です。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。私のほうから補助金のことについてお話がありましたけど、これまでも建設に係ります補助金につきましては、民間の場合でしたら補助金が出るというお話で事業のほうを説明させてもらってきました。公共が建てる場合につきましてはそういう補助金がないという話で、それも一つの要因として民間で建ててもらってというスキームを考えておったところですが、今回はその辺のところもうまくいかないということが分かりましたので、補助金の問題が分かりましたので、上限云々ということで議会のほうにもお話をさせてもらった経過がございます。よって、公共で建てる場合の公共施設の保育所整備の補助金につきましては、全て補助金ではなしに現在起債というところで向かうようにしておるところでございます。

また、予算のめどといいますか事業費につきましては、公共土木等のように積算の資料とかそういう設計関係のものがなかなか建築についてはない部分もございます。そういった中で、実勢単価というものがやはりある程度参考になりつつ、そういうものを参考にして市場単価、そういうものを中心にして提案を受けるという形で進めております。

伯耆の国さんが今回の設計、そういった提案について関わっているのではないかとということですが、この前話もしておりますように、運営のほうは伯耆の国さんをお願いするということで進めておりますので、伯耆の国さんのやはり希望、その辺のところを当然入れ込んでいかないとい保育につながっていかないのではないかとということからお願いをしておるところでございます。

以上です。（「町長。総括質疑」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。保育園の基本コンセプトだとか、それから総額どのぐらいを考えてるのかといったことです。

今、物価高騰とインフレ等の関係で、非常に皆さんに歯切れのいいこのぐらいだということが言えないのが残念なんですけども、そんな中で、今現在建設中の湯梨浜町が約62万円、平米当たりかかっているという情報をいただきました。これが一つのベースになるだろうと思っています。日吉津等とか50万台だったとき、またはすみれこども園を建ったときにはあれで7億5,000万ぐらいのところで上がっていますので、大変物価や品物が高くなったなと思っていますけども、これは待ってても安くなるわけでありませんので、ぜひ前向きに捉えながらいいものをしっかりとした基準で造っていきたいと思っています。

何度も申し上げますように、安全な保育園を目指すんだということ、そして公と民とうまく連携をしながらやっていくために伯耆の国からも御意見も頂戴しております。それから現在の保護者会の皆さんの御意見も頂戴しながら、子供たちに喜ばれ親御さんに安心感を与える、そんな保育園を造っていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、そういうことは今回の補正予算では4億円も補助金ではなくって全部起債だと。公立保育園には補助金が来ない、これちょっと私は要検討やと思うんですけども、来ないと言っています。ということは丸々起債でやるわけですね。町長、今聞いたらどうも12億ぐらいかかるっていうことも頭の中に入ってるようなんですね、町長。それで安全だと言いますが、金使ったら安全っていうわけじゃないですね。

それと、今後の少子化を考えたときに、本当にこのような規模のものが必要なのかっていう点

が検討されなきゃいけないんですけども、今、町長のお聞きした委員会で審査したいのは、そのようなことが普通であれば無償貸与するというような、財産をも特定の個人や法人に出すときには、入札等をするとか、何らかの公平性が担保されないといけないんですけども、ここは公私連携協定を結ばずに伯耆の国ともう話で建物まで考えている、お金を一円も出さないのに。それは全て町負担ですよ。こういうことが住民が納得するかっていう点では、町長、どのようにお考えですか。全く補助金も来ない、最初言っていたように、だから民間ですのといいいながら、全額補助金もなしに町が負担するんですよ、おっしゃることでいえばですね。12億どころが15億、16億と増えてくるんですよ。それが未来に向かって120人の子供たち、120の子供、人口が減るって言ってるんですよ。このことが本当に町のまちづくりにとって適切な在り方なんでしょう。その辺どう考えますか。

それと、やっぱり不公平さを住民は指摘しているんですよ。どうして無償貸与していくところに一緒に入って考えて、あれも欲しいこれも欲しいっていったらもうお金つけないといけないんですか。このことについて住民に分かるように説明していただけませんか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。何度も申し上げるように、伯耆の国は合併間際、以前の会見町と西伯町がお互いに出捐して南部町の将来の福祉のためにつくった法人です。そのベースとなる法人がここ10年前から保育園運営をしてくれています。指定管理で評価も非常に高いと、このように聞いております。その保育園を運営する上で、民間やまたは東京や大阪の保育園を競争相手にするという事は、これは根本から私は否定するべきではないかと思っています。10年間なれ親しんだ先生方や、今通っている子供たちの教師が替わるような、または担任が替わるようなことを、そんな混乱をするべきではないと、そういう思いの中から公私連携協定というものを進めようとしています。公私連携協定は常にお互いに話し合いを続けていますので、そう大きな時間はかかるものでありませんけれども、その前にお互いの意見を調整しながら公と民がお互いにその意見を言い合いながら保育園を造っていく、これは大事なことだろうと思っています。もちろん、さっき真壁議員が言われましたように、金をかければ安全が担保されるものではないということはと思っていますので、効率的で安全を求めていくといったことは当然だろうと思っています。（発言する者あり）

○議長（景山 浩君） 3回です。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 11番、細田です。ちょっと1点だけお聞きします。

この補正予算、総額4億800万、ほとんどの中の半分が町債なんですね。町債の中で合併特例債が1億8,700万入るっていうことで理解していいですね。

それで、そのようなことで事業をほとんどが保育園関係なんですね、大きいのが。令和5年度の決算見ましても、あと基金が31億しかございません。それと、起債残高が全部で59億だな。一般会計の3分の2ぐらいがもう借金みたいな、ほとんどが予算が裏に財源があるのを起債しておられると思いますけども、今回は町債が2億6,600万のうち合併特例債が1億8,000万あると。その合併特例債も全額入るわけじゃございませんね。

それで、今中身見ましたならば、ほとんど工事の整備事業、ここで今真壁議員が言われた今度は建物だけで十何億。この中でこれを見たら本当に厳しい財政にならんかな。これに対して何かいい考えを、有利な裏財源があるような今後の予算ということは考えられますでしょうか。

○議長（景山 浩君） 総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。今後の施設建設等に伴う中での裏財源あるかということでございますけども、現在のところ補助金というところはなかなか獲得できるようなメニューがないということが実情です。

財政側の検討事項としては、基本的には有利な起債をというところで考えているところでございますが、合併特例債も今年度で終わってしまいます。唯一起債の中で一番有利なものと言えるのが、今お示ししております公共施設等適正管理推進事業債というもので、充当率が90%、それから交付税算定率が50%というところのものが今のところ一番有利なものではないかという、今、現段階でというところで、財政側としては検討しているところです。以上です。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） ちょっと物すごい一番いいのは辺地債とかなんだけど、あっこの場所は確かに便利悪いけど辺地債使えるように何とかできんだろうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。なかなか優位な補助金というものはないっていうことはありますけども、今の中では地域の中の防災等に使えないかだとか、そういう機能を幅広くに考えるとといったことは検討していかなければならないことだろうと思っています。

また財政調整基金や減債基金の話ですけども、財政調整基金は大体10%から19%、20%ぐらいを積み立てていくっていうのが普通の考え方でございます。それから、減債基金については長期的に起債が一般財源をどんとお支払いすることによって、町民の一般的な暮らしにお金がないといったことがないように、減債基金を積んで安定的に執行するんだといったものでござい

ます。

実質公債費比率もおかげさまで今決算は 9 % になりました。少しこれから保育園の債務が上がってきますので、これが 10 % を超えるようなこともあるかもしれませんが、皆さんの御協力いただいて現在 59 億でございます。新年度の中で 61 億ぐらいの債務といったことで、これは累代に比べてもかなり低いところにあるのではないかと考えています。こういう財政をうまくコントロールしながら、これからの人口減少の中で財源も限られてきますので、コントロールしていく必要があると思っていますが、コントロールの範囲を超えないように十分注意しながら運営していきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 63 号、令和 6 年度南部町病院事業会計補正予算（第 1 号）。

11 番、細田元教君。

○議員（11 番 細田 元教君） 11 番、細田です。1 点だけお聞きします。

この中の今回の補正で、これ 8 ページですね。町負担の救急医療が 800 万減額になってます。救急医療のやつが何で減額せないけんだと思って、あれうちは救急医療、あれを持っとるだけど、算定のあれが間違っとったかどうか知りませんが、これなぜ削らないけんだあかなと思って疑問に感じました。それだけお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 病院事業管理者でございます。救急医療の部分につきましては、救急告示病院ということで町から繰り出しをしていただいていたところなんですけども、今回繰り出し基準に基づいて精算したときに、少し当初予算でたくさん頂いておりましたのでその部分はお返しをし、繰り出し基準の中のそのほかの部分を追加で繰り出していただくというようなちょっと相殺をしているところでございます。業務的には変わりませんが、救急告示病院として担っている役割、病床に対しての町との繰出金の整理というところで金額をちょっと若干動かしたというところでございます。

○議長（景山 浩君） 細田議員、極めて個別質疑ですので。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 64 号、米子市と南部町とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1点、町長にお聞きしておきたいと思います。

全員協議会では、課長のほうから文章が1枚出まして、これまでの経緯や事務の委託についてあったんです。それで、広域の分がもう老朽化したから米子に持っていきたいということなんですよね。このときに今持っていったのが、米子市のほうが大山町、南部町、日吉津村、伯耆町で、いわゆる日野なんかでは独自にやってるわけですよね。そういうことです。

例えばよく、今回は中間処理場で今度のごみ焼却場の広域化ってなるんですけども、このし尿処理等については、例えば日野は日野でやっています。これも老朽化するんじゃないかと思うんですけども、今そこをちょっと置いておいて、大山町、南部町、日吉津村、伯耆町だけで米子に行くということは、今まで広域でやった分をそれぞれ今度米子で一緒にやってもらいましょうということで、日野郡のように独自にするとかそういうことについての検討というのはなさなかったってことですか。もう広域でやってるからすぐ米子に行こうっていうことになったわけですか。その辺ちょっと首長たちが集まってどんなふうにお話ししたのか、特に4町についてどういう意見が出たのかっていうのがあればお聞きしたいと思うのですが、どうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今までバキュームカーで処理してた頃にはたくさんの汚水というんですか、し尿の処理がたくさんあったんですけども、下水道の普及によって減ってまいりました。その減ってきた中で、新たな施設を西部広域の中でもう一か所新たに造るかどうかなといったことも検討しましたが、非常にコストが上がると。一番効率が上がるのは現在の米子市の処理場を改修をして、そこ1か所で処理したほうが効率的でランニングコストも低いといった検討を重ねながら、今回の決定に至った次第です。

○議長（景山 浩君） 暫時休憩します。

午前10時54分休憩

午前11時19分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

質問からですが、質疑。（「答弁があったんだよね」と呼ぶ者あり）ええ。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 時間取っちゃってすみません。町長、この浄化場問題は、西部広域でやっててもしこへ残るとなったら、西部広域の事業からもこのし尿処理の分はなくなると

ということになるわけですね。もう西部広域は仕事しなくなっちゃうということになるわけでしょう。米子の仕事になるってということで、だって日野が入っていないから。

私がお聞きしたかったのは、西部広域全体でごみの広域化構想とか持っている中で、このし尿処理については広域全体でどのような話をしているのかなっていうことを聞きたかったってということなんですよ。それはもう切り離して考えてるということですか。

もう一つ、検討という点でいけば、米子に行くという方法もありますけど、もし日野郡がやってるという点であれば、今後、ごみの処理の在り方ってすごく速いスピードで変わってくると思うんですね、気候変動問題等いろいろあって。そういう中で負担金の問題もあるんですけども、それ考えた場合、米子と一緒にするという選択をするよりも、人口少なくなってくるんだから日野郡とか西伯での在り方のほうがいいんじゃないかって話も出たんじゃないかなと思うんですが、そういうことはなかったということなんですか。それをお聞きしたかったんですよ。以上です。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。私の記憶では白浜浄化場を廃止し、米子市の浄化場に一本化するタイミングというものは改修の時期っていうのがありますので、その改修の時期までを待つんだといったような議論が交わされ、その中で今、真壁議員が言われたような独自にやるという議論はなかったと思っています。（「今も」と呼ぶ者あり）そうです。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第65号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、質疑はありませんか。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 11番、細田です。これも1点だけでいいです。国保と関連して国保と同じ考えでいいでしょうか。ということで、一番厳しいのはやっぱり高齢者なんです、ここは。国保はまだ64歳までである程度判断もできる、今度は75歳以上になれば認知症も始まるし、要介護状態になっている方がたくさんおられる中で、これも国保と同じように12月いっぱいでの後期高齢者医療保険は使えないと、マイナンバーカードでやりなさい、それができんなら資格確認書でやりなさいと解釈してよろしいですか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。細田議員のおっしゃるとおりです。後期高

齢も国民健康保険と同じで、12月の2日から新たに保険証を発行しないということになりますので、今までマイナンバーカードを使われてた方には発行はいたしません、マイナンバーカードをひもづけられてない方には資格確認書を送らせていただくということになっております。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

また、11日は定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午前11時23分散会
